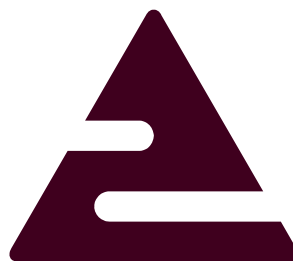


えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

[平成21年度～23年度]



えびの市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画の性格.....	1
2. 計画の期間の見直しの時期.....	1
3. 計画策定の経緯と市民意見の反映.....	2
4. 第3期計画の検証(平成18年度～20年度).....	2～3
第2章 高齢者の現状	4
1. 人口の推移及び被保険者の状況.....	4
2. 要介護・要支援認定者数の推移.....	5
3. 高齢者実態調査.....	6
第3章 計画の基本理念と基本方針	7
1. 基本理念.....	7
2. 基本方針.....	7～10
3. 施策の体系図.....	11
第4章 積極的な社会参加の促進	12
1. 高齢者の社会参加の促進.....	12～13
2. 世代間交流.....	13
3. 就労促進.....	13～14
4. 老人福祉センター等活動の場の確保.....	14
第5章 権利擁護対策の推進	15
1. 認知症高齢者支援の推進.....	15
2. 高齢者虐待防止対策の推進.....	15
3. 成年後見制度の活用.....	15
第6章 介護予防・健康づくりの総合的推進	16
1. 健康づくり事業の推進.....	16～20
2. 高齢者福祉事業の推進.....	21～22
3. 高齢者の生きがいくり事業.....	23～25

第7章 地域ケア体制の整備	26
1. 地域支え合い体制の確立.....	26
2. ボランティア活動と市民参加の促進.....	26
3. 地域福祉事業の展開.....	27
第8章 生活環境の整備	28
1. 高齢者にやさしいまちづくり.....	28
2. 高齢者のための住宅政策.....	28
3. 高齢者の安全対策.....	29
第9章 介護保険事業	30
1. 被保険者・要介護（支援）認定者の現状と見込み	30
2. 標準的居宅サービスの現状と見込み.....	31～38
3. 施設・居住系サービスの現状と見込み.....	39～40
4. 地域密着型サービスの現状と見込み.....	41
5. 地域支援事業の現状と見込み.....	42～47
6. 介護保険の事業費見込み及び保険料.....	47

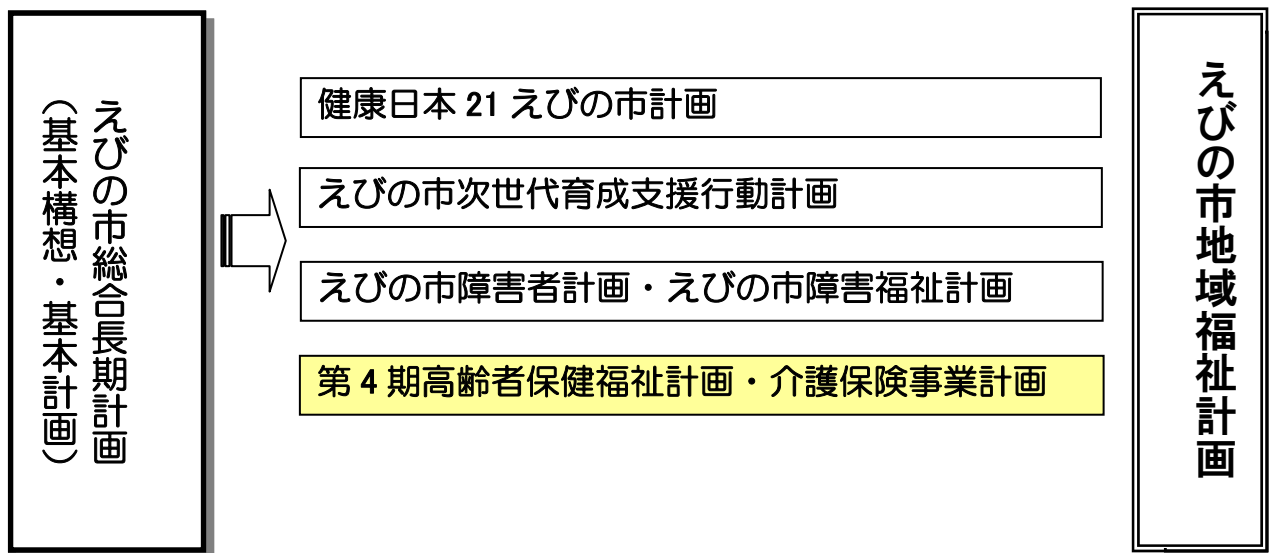
第1章 計画策定の趣旨

1. 計画の性格

本計画は、老人福祉法(第20条の8)に定める「高齢者保健福祉計画」と介護保険法(第117条)の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体化したものです。

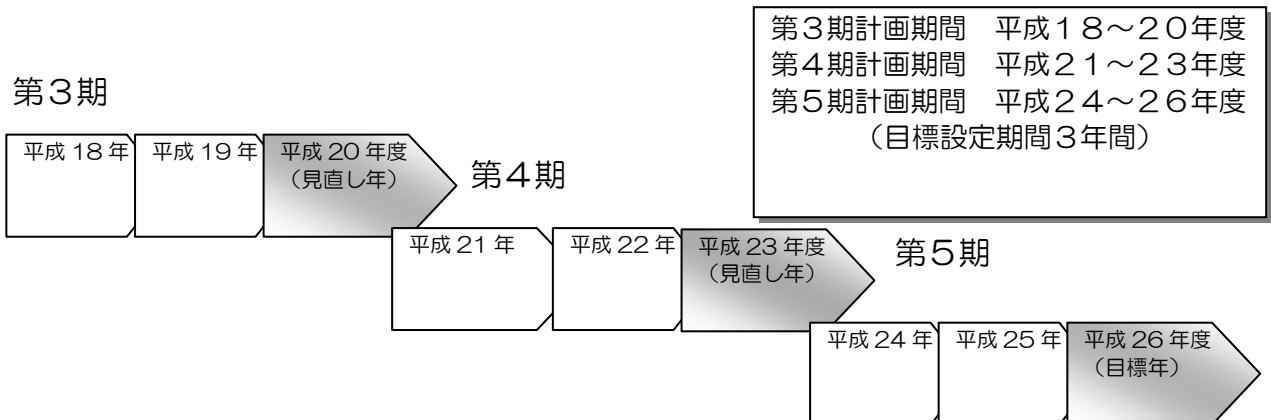
「介護保険事業計画」は、要支援・要介護の高齢者等を対象として、介護保険法の基本理念を踏まえながら、厚生労働大臣の定める基本方針に即して、介護保険事業に係る介護給付及び地域支援事業のサービスの必要量を見込み、円滑な運営を計画的に進めるために策定するものです。

なお、平成20年4月に「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正されたことにより、老人保健計画の規定がなくなりましたが、保健分野の高齢者の健康状態の維持・増進を進め、介護予防の一端を担っていることから、保健分野を含む計画として策定しました。



2. 計画の期間の見直しの時期

この計画は、第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る中間段階として位置づけ、平成21年度から23年度の3か年です。



3. 計画策定の経緯と市民意見の反映

計画策定にあたっては、市の地域的条件の特殊性及び地域づくりの方向性を考え、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色を明確にするため、以下により取り組むこととします。

- ① 市関係課相互の連携のため、庁内検討委員会を開催します。
- ② 高齢者保健福祉審議会、介護保険運営協議会を開催します。
- ③ 地域福祉計画に基づく「地域福祉推進会議」によって、高齢者の生きがいづくり活動を地域が主体となって進めていくため地域福祉計画と連動して地域福祉推進会議を活用します。
- ④ 介護保険施設の整備については、県と連携し広域的な調整を図ります。
- ⑤ 介護サービス利用者及び「地域支え合い事業」に参加されている高齢者等に対するアンケートを実施します。
- ⑥ 被保険者の意見を反映させるために『パブリックコメント』等必要な措置を講じます。
- ⑦ その他の法律の規定のための協議会委員の協議における高齢者保健福祉に関する意見等を聴取します。

4. 第3期計画の検証(平成18年度～20年度)

第3期計画では、要介護認定における軽度認定者が大幅に増加していくため、軽度認定者(要支援認定者)を対象とした新予防給付並びに要支援・要介護状態になるおそれの高い虚弱な状態にある高齢者(特定高齢者)等を対象とした地域支援事業の創設や市町村における①総合相談窓口②介護予防マネジメント③包括的・継続的マネジメント④権利擁護を担うえびの市地域包括支援センター(直営)の設置、また、介護保険3施設の居住費・食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直し、認知症高齢者の増加等に伴う新たなサービス体系の創設など介護保険制度が改正されました。

本市では平成18年度に地域包括支援センターを直営で設置し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう健康の保持・増進を支援し、介護予防施策を推進してきました。

(1)介護予防事業の取り組み

特定高齢者施策では、介護予防検診受診の勧奨や各関係機関等からの情報をもとに生活機能が低下しているおそれのある特定高齢者を早期に把握し、地域包括支援センターの保健師等が一人ひとりにあったプランを作成し「筋力向上トレーニング事業」などを実施しました。

一方、一般高齢者施策では、地域において介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるように「運動器の機能向上教室」や健康講話と健康体操や頭の体操などを取り入れた「介護予防教室」を開催しました。

また、介護予防や自立の促進を図るため、各種機器を使った測定や健康チェックの実施、保健師による「転倒予防教室」の開催や栄養士・歯科衛生士などによる「栄養改善事業」を取り組みました。

(2)包括的支援事業の取り組み

特定高齢者に対して、必要な援助や一人ひとりにあったプランを作成して介護予防事業への参加を勧奨しました。

総合相談支援業務では、様々な相談を受けて、各種制度の利用や必要に応じて地域における関係者とのネットワークを構築しました。

権利擁護業務では、各関係機関と連携して高齢者虐待への対応に取り組みました。また、広く市民に周知するためのパンフレットの作成や高齢者虐待防止連絡協議会を設置して高齢者虐待の防止や養護者への支援を適切に実施するために連携協力体制を整備しました。

さらに高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、必要に応じて各種制度の活用や各関係機関との連携・協働の体制づくりに努め、特に介護支援専門員との連携を深めました。

(3)任意事業の取り組み

介護の必要な高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、家族介護者に対して相談・交流事業や介護手当の支給などの事業を実施しました。

栄養改善が必要な高齢者に対しては、配食サービスに取り組み、併せて安否確認を行ないました。

また心身機能の低下などにより社会適応が困難な高齢者に対して短期宿泊による支援を行ないました。

第2章 高齢者の現状

1. 人口の推移及び被保険者の状況

(1) 総人口及び高齢者の人口推移

本市の総人口も老年人口（65歳以上）も年々減少しておりますが、総人口の減少幅が老年人口のそれを上回っているため、結果的に高齢化率は年々上昇しています。

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
年少人口（0～14 歳）	2,798	2,722	2,650
生産人口（15～64 歳）	13,149	12,931	12,627
老年人口（65 歳以上）	7,831	7,800	7,779
総人口	23,778	23,453	23,056
高齢化率	32.9%	33.3%	33.7%

※各年 10 月 1 日現在 （資料：住民基本台帳参照）

(2) 被保険者の推移

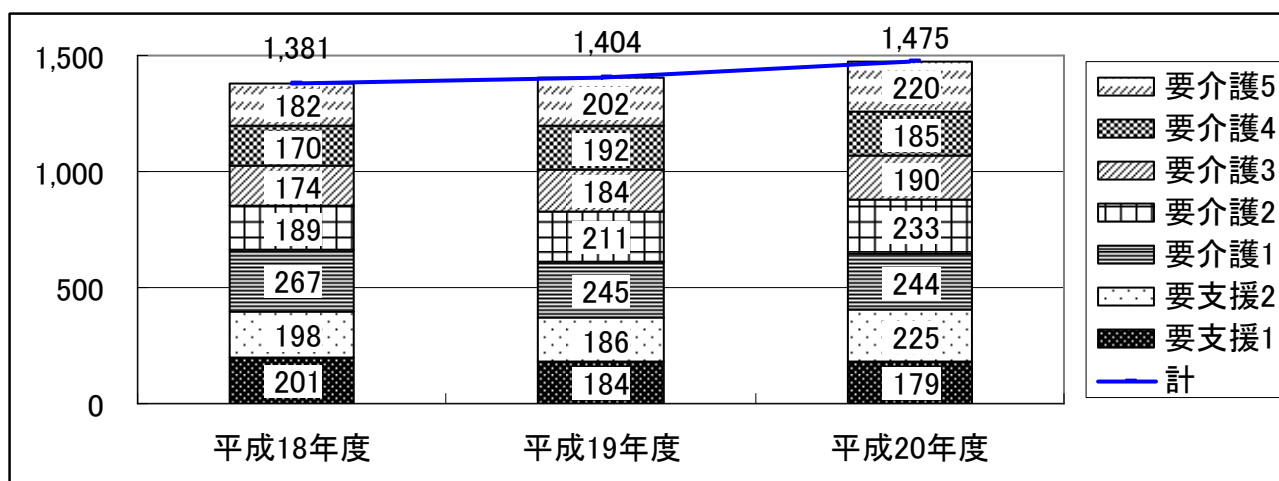
本市の介護保険の被保険者数は年々減少傾向となっており、平成 20 年度では、15,384 人となっています。

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
第 1 号被保険者	7,855	7,823	7,796
65～69 歳	1,688	1,633	1,591
70～74 歳	1,944	1,903	1,868
75～79 歳	1,783	1,813	1,820
80～84 歳	1,272	1,269	1,270
85 歳以上	1,168	1,205	1,249
第 2 号被保険者 （40～64 歳）	7,813	7,679	7,588
総数	15,668	15,502	15,384

2. 要介護・要支援認定者数の推移

本市の老年人口は減少傾向であるのに対して、要介護・要支援認定者数は、年々増加傾向となっており、平成20年度では1,475人となっています。

		要介護・要支援認定者数							
		計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成18年度	第1号被保険者	1,350	198	186	264	188	169	169	176
	65～69歳	26	2	3	4	7	5	3	2
	70～74歳	99	17	13	16	15	13	12	13
	75～79歳	206	31	39	44	30	28	17	17
	80～84歳	347	66	51	78	52	32	35	32
	85歳以上	672	82	79	121	84	91	102	112
	第2号被保険者	31	3	12	4	1	5	1	6
総数	1,381	201	198	267	189	174	170	182	
平成19年度	第1号被保険者	1,374	182	176	242	205	182	188	199
	65～69歳	42	4	7	9	12	4	4	2
	70～74歳	104	15	12	13	18	15	18	13
	75～79歳	207	28	37	42	31	24	18	27
	80～84歳	323	56	43	66	52	38	34	34
	85歳以上	698	79	77	112	92	101	114	123
	第2号被保険者	30	2	10	3	6	2	4	3
総数	1,404	184	186	245	211	184	192	202	
平成20年度	第1号被保険者	1,447	177	214	241	231	187	182	215
	65～69歳	33	3	5	6	11	4	3	1
	70～74歳	84	10	11	8	17	14	12	12
	75～79歳	236	30	43	44	44	26	18	32
	80～84歳	347	56	57	67	61	39	33	34
	85歳以上	747	79	98	116	98	104	115	137
	第2号被保険者	28	2	11	3	1	3	2	4
総数	1,475	179	225	244	233	190	185	220	



3. 高齢者実態調査



本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しにあたり、既存データでは把握困難な高齢者の意識・意向を分析し、計画策定の基礎資料とするための高齢者実態調査を行いました。

調査対象は本市に在住している方で、介護保険制度の居宅サービス利用者、施設入所者及び要介護認定を受けているが介護保険サービスを利用していない高齢者を対象としました。

第3章 計画の基本理念と基本方針

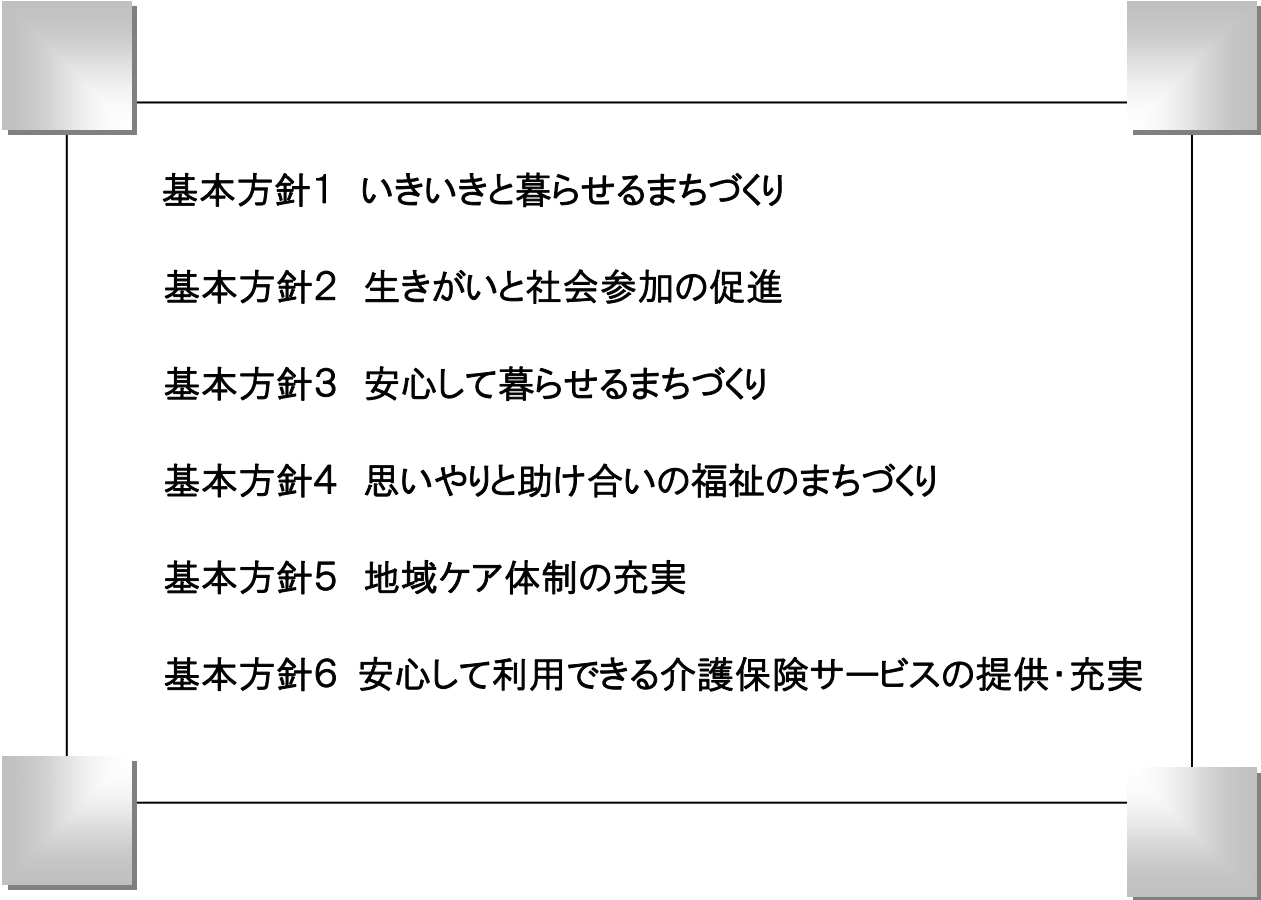
1. 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとその人らしく自立した生活が続けられるまち「人と自然が“ほっとな”えびのー活力・ぬくもり・癒しのまちー」を計画の基本理念とします。

人と自然が“ほっとな”えびの
ー活力・ぬくもり・癒しのまちー

2. 基本方針

基本理念の実現のために、次の6つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

- 
- 基本方針1 いきいきと暮らせるまちづくり
 - 基本方針2 生きがいと社会参加の促進
 - 基本方針3 安心して暮らせるまちづくり
 - 基本方針4 思いやりと助け合いの福祉のまちづくり
 - 基本方針5 地域ケア体制の充実
 - 基本方針6 安心して利用できる介護保険サービスの提供・充実

①基本方針1 いきいきと暮らせるまちづくり

- ・特定高齢者把握事業として、虚弱な状態にある高齢者を早期に把握するために各関係機関と連携して情報の収集に努め、介護予防検診の受診を勧奨します。
- ・特定高齢者介護予防事業として、一人ひとりにあったケアプランを作成し、筋力向上や栄養改善などの事業を展開し、事業評価を行います。
- ・一般高齢者に対する介護予防普及啓発事業として、健康講話と健康体操などを取り入れた介護予防教室の開催、機器を使った健康チェック及び筋力向上・閉じこもり予防・転倒予防・栄養改善などの事業を展開し、事業評価を行います。
- ・地域介護予防活動支援事業として、高齢者が地域において主体的に生きがい活動を実践するための支援や地域介護予防活動のリーダーを育成するための支援を行います。
- ・地域における尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう高齢者の権利擁護のため必要な支援を行いません。
- ・住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう各関係機関や地域と連携・協働の体制づくりを目指します。

②基本方針2 生きがいと社会参加の促進

- ・高齢者が長年培った豊富な知識や経験を積極的に生かせるよう社会参加活動の提供に努めます。
- ・生涯スポーツ、レクリエーションや生涯学習活動、文化活動、世代間交流を促進します。
- ・高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、ボランティア・市民活動を通じた社会参加・社会貢献活動を支援します。
- ・地域において高齢者の社会参加活動を総合的に実施する高齢者クラブの活動を支援します。
- ・社会福祉協議会が実施主体となり、自治公民館を拠点に同じ地域に住む人同士のふれあいと、楽しみづくりをめざして地域独自で運営していく活動である「地域支え合い事業」の設置を推進します。
- ・就労等の生産性による高齢者の生きがいづくりに努めます。

③基本方針3 安心して暮らせるまちづくり

1 認知症対策の推進

- ・認知症に対する理解を深めるため、啓発に努めるとともに健康教育や介護予防事業への参加を促し、認知症の進行予防を推進します。
- ・認知症の早期発見、早期予防につながるよう保健福祉サービス等を継続的に提供していくと共に地域包括支援センターを中心に在宅介護支援センターと連携を図り相談支援体制の充実に努めます。
- ・認知症となっても地域において自立した生活が出来るよう、家族介護者に対する相談交流等の支援を行なうとともに、地域における見守り体制の構築を推進し権利擁護体制の充実に努めます。

2 高齢者虐待の防止

- ・虐待の発生の予防、早期発見、早期対応を行い、虐待を受けた高齢者や養護者に対して適切な支援をするために、地域包括支援センターと高齢者虐待防止連絡協議会の各関係機関等と連携し、高齢者やその家族を支援する取り組みを充実します。

3 介護給付適正化の推進

- ・介護保険制度の充実に伴い、介護費用が増加し続けて、被保険者及びサービス利用者の負担も増加していることから、介護予防事業を推進し、サービス事業者に対して介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供を行ないます。

④基本方針4 思いやりと助け合いの福祉のまちづくり

- ・高齢化が進む中で、身近に生活する地域住民の理解や協力による地域ぐるみの活動が不可欠です。『えびの市地域福祉計画』との調和を図り、地域の支え合い活動等各自治公民館を拠点に地域福祉活動を推進します。
- ・地域福祉活動においては、多くの地域住民がボランティアとして参加し、それらの人々の力で活動が支えられています。ボランティア団体の自主的活動を尊重しつつ、市民がボランティア活動に取り組める施設の設置や環境づくりを行なっていくと共に地域に根ざしたボランティアの人材育成、支援、相談、研修、広報体制づくりに努めます。

⑤基本方針5 地域ケア体制の充実

- ・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、地域包括支援センターと在宅介護支援センターの連携強化を行い、介護予防・生活支援サービスの総合調整等の環境整備を図ります。
- ・保健、福祉、介護の専門スタッフを配置した地域包括支援センターを高齢者の在宅生活を支援する拠点として、地域福祉推進組織と連携を図り、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントに努め、地域における連携、協働の体制づくりやネットワークの活用を図ります。
- ・地域福祉推進組織の自主性や自立性を尊重しつつ、市民の福祉への関心と参加を促し、主体的な地域福祉活動を支援します。

⑥基本方針6 安心して利用できる介護保険サービスの提供・充実

- ・要介護者、要支援者が適切なサービスを選択し、利用できる環境づくりが重要なことから、基盤整備の推進と幅広い情報提供に努めます。
- ・可能な限り在宅で日常生活が送れるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努め、要介護者の需要に応じた介護保険サービス基盤の計画的な整備を進めます。
- ・居住系サービスの整備については、国の示した参酌標準や療養型医療施設の転換状況をふまえ現状程度を目標とします。

(注) 国の示した参酌標準

- ・要介護認定者数に対する施設・居住系サービスの利用者数割合
介護専用型特定施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護保険3施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）の利用者数の合計数の要介護2以上の認定者数に対する割合を37%以下とすること。
- ・介護保険施設等の重度者への重点化
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護保険3施設の利用者数の合計数のうち要介護4及び要介護5の認定者数の合計数が占める割合を、70%以上とすること。

上記について、平成26年度の目標とすること。

3. 施策の体系図

高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとその人らしく自立した生活が続けられるまち「人と自然が“ほっとな”えびのー活力・ぬくもり・癒しのまちー」を基本理念に掲げ、各種施策に取り組んでいきます。

基本理念

人と自然が“ほっとな”えびの
ー 活力・ぬくもり・癒しのまち ー

基本方針

- ◎いきいきと暮らせるまちづくり
- ◎生きがいと社会参加の促進
- ◎安心して暮らせるまちづくり
- ◎思いやりと助け合いの福祉のまちづくり
- ◎地域ケア体制の充実
- ◎安心して利用できる介護保険サービスの提供・充実

施策の体系

○介護予防・健康づくりの総合的推進

○積極的な社会参加の推進

○生活環境の整備

○権利擁護対策の推進

○地域ケア体制の整備

○介護保険サービスの充実

第4章 積極的な社会参加の促進

1. 高齢者の社会参加の促進

(1)健康づくりの推進

ア) 高齢期を元気に豊かに過ごすためにもその維持、増進は重要です。そのため「健康日本21えびの市計画」の趣旨に添って保健事業の充実を図り、高齢者自身が健康管理を自主的に行うことが出来るよう支援していきます。

イ) 保健センター、老人福祉センター、各自治公民館等の場で社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域ボランティア団体、地域福祉推進組織等と連携を図りながら、自主的な健康づくりや介護予防事業を支援・普及啓発をしていきます。

(2)高齢者クラブ活動への支援

高齢者クラブは各自治公民館を拠点として高齢者の自主的な組織であり、生きがいと健康づくりのための各種の社会活動に支援してきました。しかし、高齢者人口が年々増加していくにもかかわらず年々会員数は減少し、運営困難なクラブもでてきています。

高齢者の豊かな経験と知識を生かした生きがいづくり、健康づくり、社会参加、伝承活動等が今後一層重要であります。

そこで、高齢者クラブ活動の役割を高齢者の方々に広く広報し、加入促進と魅力あるクラブづくりを支援していきます。

ア) 高齢者クラブ連合会の活動支援

連合会では、生きがいづくりと健康づくりのために、各種学級（舞踊、カラオケ、手芸、生花、レクダンス、社交ダンス）を実施し、生きがい大会や高齢者作品展、カラオケ大会、女性部リーダー研修等で成果を披露することで、生きがいと融和を図っています。

スポーツにおいては、グランドゴルフ大会、ゲートボール大会、高齢者スポーツ大会等年間を通じて実施しています。

子供見守り隊（児童生徒の登下校時の見守り、声かけ運動）の発足、こうした活動に対して尚一層の支援をしていきます。

イ) 単位高齢者クラブの活動状況

単位クラブでは、地域見守り活動（一人暮らし高齢者、児童生徒の登下校）社会奉仕活動（清掃作業、各種募金活動）世代間交流、研修、スポーツ（グランドゴルフ、ゲートボール）と老人福祉センターを活用した健康づくり等（健康講座、温泉、レクリエーション）を行い、会員の融和と魅力あるクラブ活動を支援していきます。

高齢者クラブ加入状況（平成20年度）

クラブ結成数	クラブ会員数	クラブ加入率
59	2,154	27.6%

(3)生涯学習、生涯スポーツの支援

ア) 生涯学習等

高齢者が生きがいのある心豊かな生活を送るためには、学習機会を充実させ社会参加活動を推進することも必要です。そのために、地区公民館での高齢者教室の開設や、地域リーダー育成のための長寿学園寿大学を開設してきました。

また、市民がいつでも気軽に学べる出前講座の実施や自治公民館活動奨励事業等により自主的な学習の支援も行なってきました。

今後も市民の求めるものを探りながら、これらの活動の更なる推進・充実を図っていきます。

イ) 生涯スポーツの支援

市民の体力づくり、健康増進を図るため、生涯スポーツの振興を行ってきました。特に、「総合型地域スポーツクラブ」を市内3地区に設立し、高齢者がスポーツへ参加しやすい環境を整えてきました。

今後も「総合型地域スポーツクラブ」を中心にスポーツ教室等を開設しながら、高齢者の健康増進を図っていきます。

(4)ボランティア活動の促進

高齢者による団体活動の一環として、友愛訪問や奉仕活動、生涯学習で取り組まれてきました。今後、誰もが安心して暮らせる地域づくり（地域福祉）を推進することが重要です。そのためには、高齢者の地域に根ざしたボランティア活動が不可欠です。今後、元気で年齢にとらわれない生き方の一つとして、ボランティア活動による高齢者の社会参加と生きがい促進を支援していきます。

2. 世代間交流

自治公民館活動による世代間交流や高齢者クラブによる知恵袋の継承などの世代間交流等、各地域における子供育成会等との交流が進められてきました。

自治公民館を活動拠点とした地域での交流・伝承活動の促進が必要であり、また学校においても「地域で子供を育てる」をスローガンに地域に開かれた学校づくりが行われています。

今後、学校と地域とが連携を深め、地域と学校が一体となった活動が出来るよう福祉教育サポーターの養成やボランティアセンターの関わりを密にして支援していきます。

3. 就労促進

(1)高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者が能力を発揮し、農業生産活動や地域活動の場で、生産現役として活躍できるように環境整備を進めてきました。

特に、野菜の生産出荷や地域素材を活かした農産加工品開発、農産物販売所の運営などは、生きがいと社会参加に対する喜びを与えており今後も積極的に推進していきます。

また、豊かな経験や技術を活かし継続して農業に従事できるよう、体力に見合った作物選定や営農支援体制づくりを進めていきます。一方、退職後の生きがい又は第二の人生として農業に取り組みたいと希望する定年帰農者への農用地の確保などを支援していきます。

(2)シルバー人材センターによる生きがいづくり

高齢者がその豊かな知識と経験を活かして、生きがいを感じながら積極的に社会の中で活動できる環境づくりは重要になってきます。シルバー人材センターは、高齢者の希望に応じて臨時的で短期的な就業の機会を確保することにより、生きがいの充実や社会参加の促進を図り、地域社会に寄与することを目的としています。今後は会員の確保、就業機会の開拓・提供、会員の技術習得・知識の向上のための研修会等質的向上に向けた取り組みが必要となります。

4. 老人福祉センター等活動の場の確保

ア) 高齢者に交流の場を提供することにより、社会参加活動、健康づくりや趣味活動等を通じて相互の信頼、親睦を図り生きがいある生活を送る場として、老人福祉センターは活用されています。平成19年度単位老人クラブが2,392人、高齢者クラブ関係の趣味講座等2,880人、一般高齢者が16,603人、合計の21,875人と利用も多く成果を得ています。特に温泉施設があり高齢者クラブの活動の拠点になっており平成18年度からは在宅介護支援センターによる介護予防事業を展開しております。また、保健師等による血圧測定、健康講話、レクリエーション等健康づくりも実施しており、今後もさらに効率的な管理運営とサービス向上に努め、利用促進を図ります。

また、老朽化した福祉センターについては、今後整備に努めます。

イ) 地区公民館、自治公民館については、地域に密着した施設として、引き続き利用の促進を図ります。

第5章 権利擁護対策の推進

1. 認知症高齢者支援の推進

(1) 予防対策の推進

各地域において生きがいつくりの推進、ボランティアの育成を推進し、介護予防教室等において認知症に対する啓発活動や健康体操等を行なうことにより認知症予防の推進を図ります。

(2) 相談体制、地域の支援体制、保護体制の整備

認知症に対する理解を深めるために広く市民へ啓発するとともに、身近な場所で相談できるよう、地域包括支援センターを中心に在宅介護支援センターと連携を図ります。

また、各関係機関や地域福祉推進組織およびボランティア団体などと連携を図り地域で支える見守り体制づくりを推進します。

(3) 権利擁護

地域包括支援センターにより権利擁護に関する取り組みを促進し、必要に応じて各種制度の活用につなげます。

2. 高齢者虐待防止対策の推進

地域包括支援センターに社会福祉士を配置しましたが、総合相談、権利擁護体制を充実するために各種研修会に積極的に参加して人材育成、資質の向上を図ります。

また虐待発生の予防、早期発見のため広く市民へ啓発するとともに、地域包括支援センターと高齢者虐待防止連絡協議会の各関係機関と連携し、高齢者やその家族を支援する取り組みを充実します。

3. 成年後見制度の活用

地域包括支援センターにより特に認知症高齢者などの意思能力・判断能力が不十分で自ら選択できない高齢者に対して、成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の活用等の必要な支援を行ないます。

第6章 介護予防・健康づくりの総合的推進

1. 健康づくり事業の推進

団塊の世代の退職が始まるなど急速に高齢化が進展し、人口減少社会に移行する中で、高齢者が健康で生き生きと安心して生活できるよう支援していくことが重要です。

このため、高齢者が要介護状態になったり要介護状態が悪化したりしないようにする「介護予防」の取り組みを推進するとともに、高齢期を要介護状態とならずに元気で生活できるよう健康日本21えびの市計画「元気に笑って健康えびの」を基本に推進します。

高齢期における健康は、若いときからの健康づくりが重要であることから、壮年期以降における栄養・食生活改善、運動、喫煙対策などの生活習慣病予防対策や寝たきり予防の普及・啓発に取り組みます。

また、医療制度改革の一環として、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病予防を目的として実施されています特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健診等」といいます。）並びに後期高齢者健康診査、介護保険法に基づき実施されています生活機能評価及び健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業など積極的に推進します。

なお、保健センターは、健康づくりの拠点施設として、効果的に活用します。

(1)健康手帳の交付

<現状と評価>

健康診査やがん検診等の結果を記録し、健康管理に役立てていただくため、高齢受給者証の交付時やがん検診等の際に配布していますが、十分な活用がされていない状況です。

<今後の方針>

健康管理や生活習慣の改善など自ら健康を守るために活用していただくという健康手帳本来の意義を配布時に啓発します。

(2)健康教育

<現状と評価>

生活習慣病の予防と介護予防を目的に実施しているものです。新規高齢受給者証の交付時並びに老人福祉センターを利用する高齢者クラブの会員及び自治公民館での出前講座等で実施しています。

平成19年度の健康教育実施実績

実施場所等	回数(回)	参加者数(人)
新規高齢受給者証の交付	13	212
老人福祉センター	42	563
出前講座	13	261
介護予防教室	7	174
その他	36	721
計	111	1,931

＜今後の方針＞

健康づくりを進めていくには、自分自身が健康になろうという意識と正しい知識を持つことが大切です。場所や時間帯等も考慮して内容の充実を図ります。

(3)健康相談

＜現状と評価＞

保健センターでは毎日、そのほか各地区巡回の結核検診時や産業文化祭会場でも実施しています。

平成19年度健康相談実績

相談の内容	回数(回)	相談者数(人)
高血圧、高脂血症、糖尿病、歯周疾患等	50	392
総合健康相談	178	4,324
計	228	4,716

＜今後の方針＞

健康に関する情報があふれている今日、市民の疑問や不安を解消するためには、正しい情報の提供が不可欠です。特に近年は精神的な悩みを訴える方が多くなってきていますので、精神的健康の保持・増進を図る心の健康づくりを推進するためにも、いつでも気軽に相談できるように保健・福祉・医療と連携しながら、各専門職等の人材の確保と対応する職員等の資質の向上に努め、相談・指導体制の充実を図ります。

(4)健康診査等

医療制度改革において、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、医療保険者に40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者に対する生活習慣病に着目した特定健診等の実施が義務付けられました。このためえびの市では、平成20年度から、国民健康保険の保険者としてえびの市国民健康保険に加入している方に特定健診等を実施しています。また、宮崎県後期高齢者医療保険に加入している方（75歳以上及び一定の障がいを持つ65歳以上）には、えびの市が宮崎県後期高齢者医療広域連合の委託を受け健康診査を実施しています。

＜現状と評価＞

平成19年度までの基本健康診査は、受診券は発行せず希望者が各自医療機関で受診するという方法で実施していたこともあり、受診率が低い状況でした。

平成19年度基本健康診査実績 (単位:人、%)

年齢区分	対象者	受診者	受診率
40歳～49歳	1,487	50	3.4
50歳～59歳	2,309	158	6.8
60歳～64歳	825	105	12.7
65歳～69歳	987	195	19.8
70歳～74歳	1,140	260	22.8
75歳以上	2,557	445	18.0
計	9,305	1,213	13.0

＜今後の方針＞

平成20年度から実施されています特定健診等は、国が平成24年度の受診率65%の参酌標準を示しており、健診受診率等の達成状況により、平成25年度から毎年後期高齢者支援金の額が加算・減算されます。

このようなことから、従来以上の受診勧奨と未受診者対策を行っていく必要があります。特に生活習慣病の1次予防の対象となる65歳未満の被保険者の受診率が低いことから、受診しやすい特定健診等の体制を整備し、より若い世代からの生活習慣病予防に積極的に努めることとします。

また、健診の結果からメタボリックシンドロームまたは予備群と判定された方は、健診の判定の段階にあわせて、個人もしくはグループによる保健指導を実施して、生活習慣の改善を支援します。

えびの市国民健康保険の特定健診等の目標値（平成20年4月定め）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
特定健診の受診率	25%	35%	45%	55%	65%
特定保健指導の実施率	20%	30%	35%	40%	45%
メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率					10%

注) 1) メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪型肥満の人が、脂質代謝異常（高脂血症）、高血圧、高血糖といった動脈硬化の危険因子を2つ以上あわせ持った状態をいいます。

2) 平成24年度の「メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率」とは、平成20年度に対する減少率です。

なお、後期高齢者医療保険に加入の方の健康診査については、医療保険者の努力義務ではありますが、健康寿命の延伸を図る観点からも生活習慣病で医療機関に受診中の方を除き、対象者の方には受診勧奨を行います。

(5)がん検診等

<現状と評価>

近年、胃がんや子宮がんの死亡率は低下の傾向がみられますが、肺がんや大腸がんなどは上昇しています。がんの危険因子は、食生活、たばこ及び感染症です。食生活やたばこなど生活習慣が発症の確立を高めますが、遺伝要因や外部環境要因も発症に深く関わるため、検診により早期発見・早期治療することが重要です。えびの市では平成19年度に初めて肺がんと前立腺がん検診を実施しましたが、肺がん検診では30人の要精密者があり、そのうち1人が肺がん疑いということでした。また、前立腺がん検診でも1人が前立腺がん疑いという結果でした。また、胃がん検診で1人ががんの疑いという結果でした。

平成19年度検診実績 (単位:人、%)

検診項目	受診者数	受診率
胃がん検診	302	3.2
大腸がん検診	110	1.2
肺がん検診	161	1.7
前立腺がん検診	92	2.2
子宮がん検診	192	11.5
乳がん検診	143	7.8
肝炎ウイルス・骨粗鬆症検診	9	—

<今後の方針>

医学の進歩に伴い、がんの治療技術も年々進歩しており、がん患者の生存率は向上しています。がん検診の必要性について、広報などで啓発し、受診率の向上を図るとともに検査結果についての指導に努めます。

(6)歯周疾患検診

<現状と評価>

70歳到達月の医療受給者証交付時に歯科衛生士による講話・助言を行っています。

<今後の方針>

むし歯・歯周病などの歯科疾患は、歯の喪失の原因となり、食生活や社会生活に支障をきたし、ひいては全身の健康に影響を与えます。

しかし、一般的には歯の健康に関しては関心が低いため、自覚症状が出てから受診することが多いのが現状です。口腔ケアの重要性など歯の健康に関心をもち、むし歯や歯周病は予防するという意識に変えていく教育・助言指導に努めます。

(7)結核検診

<現状と評価>

結核検診車で各地区を巡回して実施しています。

平成19年度結核検診実績 (単位:箇所、人、%)

検診会場(延べ)	対象者数	受診者数	受診率
102箇所	5,521人	4,350人	78.8%

※ 受診者数のうち間接撮影 4,275人、直接撮影75人

<今後の方針>

結核は過去の病気と考えられがちですが、全国の患者発生数は今でも3万人近くあります。感染者が結核を発病していることに気づかず、病状を悪くしてから医療機関に駆け込む例も少なくありませんので、広報などで啓発し、受診率の向上を図るとともに検査結果についての指導に努めます。

(8)インフルエンザ予防接種

<現状と評価>

65歳以上(60歳から64歳で身体障害者手帳1級)の方に接種料の一部を補助して実施しています。平成19年度接種者は、5,094人、接種率66.6%でした。

<今後の方針>

インフルエンザは高熱がでるだけでなく、場合によっては重症化、合併症をも引き起こす恐れのある感染症で、高齢者の死亡率は高くなります。近年、新型インフルエンザの流行が懸念されていますので、インフルエンザとかぜ(普通感冒)との違いを正しく認識していただき、予防接種について広報などで啓発します。

(9)訪問指導

<現状と評価>

訪問指導は、対象者の心身の状況やその置かれている環境等に照らして、療養上の保健指導が必要である方及びその家族に対し、保健師や栄養士等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、対象者の心身機能の低下防止と健康保持増進を図るため実施しています。

<今後の方針>

訪問指導は、対象者の生活の場において個人の状況に応じて相談や指導を行うという観点からは効果的です。特に疾病を有する方に対する指導に際しては、かかりつけ医と連携を図り、その指導のもとに実施していきます。また、保健事業による訪問指導の内容が医療保険または介護保険によるサービスと重複する場合には、それらのサービス提供者と連携を図り実施します。

2. 高齢者福祉事業の推進

急速な高齢化、さまざまな生活習慣病が増加する中で、高齢者の介護予防や疾病予防の推進に努め、元気に長生きできる健康寿命の延伸を図っていくことが課題になっています。高齢者を支える若い世代や子供の数が減っている現在では、元気な高齢者が持つ豊かな知識と経験を活かしながら、地域において相互に助け合う地域ボランティア団体や地域福祉推進組織などの育成・支援をしていきます。さらに健康増進や介護予防対策の充実と寝たきりや一人暮らしの高齢者の生活支援や家庭介護を支援するため在宅福祉サービスの充実を並行して推進していきます。

(1) 高齢者福祉事業

① 養護老人ホーム

目的 養護老人ホームは、65歳以上の者であって、家庭環境や経済的理由により居宅で生活することが困難な方の入所施設です。

事業内容 平成18年度の介護保険制度の改正により、介護保険サービスの利用が可能になりました。また、外部サービス用型の指定を受けた食事、排泄、入浴などの生活上の支援とレクリエーション、リハビリ等のサービスを提供し、要介護認定を受けたら、介護保険を利用しながら施設で生活ができます。平成19年6月から指定管理者制度を適用しております。

② 老人福祉センター

目的 老人福祉センターは健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等高齢者の憩いと生きがいづくりの拠点施設です。

事業内容 高齢者クラブの各種教養、趣味講座や教室の場として有効に活用されております。また、温泉施設があり年間利用は2万人を超える利用があり、高齢者の社会参加活動や生きがいづくりの活動の場として介護予防につながっています。

③ 寝具洗濯乾燥消毒事業

目的 社会福祉協議会の自主事業として、寝具類の殺菌、乾燥などにより衛生管理を図り、快適な日常生活を支援します。

事業内容 概ね65歳以上の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者、認知高齢者等を対象に、布団及び毛布の殺菌、乾燥をします。

④ 緊急通報機能付電話貸与事業

目的 安否確認及び緊急時の通報手段を必要とする一人暮らし高齢者に対し、緊急通報装置により、急病などの緊急時、迅速かつ適切に対処します。

事業内容 緊急通報装置を電話回線に取り付け、緊急通報を受けた場合は、速やかに対応します。なお、一人暮らしの高齢者世帯、障がい者等については地域福祉推進組織の充実を図り見守りネットワークを推進していきます。

⑤福祉タクシー料金事業

目的 高齢者並びに重度障がい者に福祉タクシー料金を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

事業内容 交通手段のない75歳以上、重度障がい者の低所得者高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成するもので、利用券を年間24枚支給します。

⑥地域福祉乗り合いタクシー事業

目的 地域福祉推進事業(地域支え合い活動の活性化)の一環として、自治公民館単位で実施します。

事業内容 自治公民館単位で10名以上の希望者を集め、高齢者の移動手段を持たない方々を地域で支え、相互に協力し合い自分たちの交通として推進していきます。

⑦敬老祝金事業

事業内容 多年にわたり社会に尽くされてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うことによって高齢者福祉の増進を図られることを目的として、80歳、88歳、99歳、100歳以上、男女各最高高齢者に支給しています。また、80歳、88歳の対象者は商品券で支給しています。

⑧住宅改造助成事業

事業内容 介護保険の住宅改造限度額(20万円)を超えた部分の30万円を限度額を実施しており、在宅における要介護高齢者の自立した生活の維持・促進及び介護者の負担軽減に寄与します。

⑨ケアハウス

事業内容 ケアハウスは、自炊ができない程度の心身機能の低下や、独立して生活するには不安な高齢者等が入居できる軽費老人ホームであって、車椅子の利用等高齢者対応が配慮された環境の下、個人の自立性を尊重した住宅処遇を目指す施設であり、市内に一ヶ所あります。

3. 高齢者の生きがいづくり事業

生涯学習の推進、文化・スポーツの振興、ボランティア、就業の促進などへの取り組みを支援するために諸施策を総合的に推進し、高齢者が地域の中でいつまでも元気に暮らせる社会づくりを目指します。

事業名	事業目的	事業内容	実施時期	担当課
①ボランティア育成事業	地域の特性や高齢者の心身の状況に応じ、談話、創作活動、趣味活動、スポーツ活動等の利用者主体の生きがい活動を実施することにより、高齢者の閉じこもりを防止し、住み慣れた地域社会で孤立することなく生きがいをもって健康的でいきいきとした生活を送ることが出来るよう支援するとともに、健康づくり・介護予防活動のリーダー的役割を担う人材育成を行なう。	(1) 各自地公民館への生きがい活動の推進 (2) 一人暮らし高齢者・家に閉じこもりがちな高齢者の外出支援 (3) 介護予防に関するボランティアの人材育成 (4) 地域における指導者のボランティアの人材育成 (5) 生きがい活動の自主的な取り組みへの参画。継続、定着の支援	通年	長寿介護課 (えびの市地域包括支援センター)
②介護予防事業〈元気はつらつクラブ〉	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営み、活動的な生活を実現できるよう、高齢者の健康づくり及び介護予防を促進することを目的とする。	専門スタッフにより、対象者の健康状態、体力等の個別状況を把握し、対象者の特性に合わせて筋力を高め、柔軟性及びバランス能力を向上させることを期待できるトレーニングプログラムにより筋力向上トレーニングを実施し、その効果測定等の評価を行なう。	随時	
③介護予防普及啓発事業〈介護予防教室〉	地域全体で介護予防に関する知識とその重要性についての認識を共有してもらうために自主的な活動の場等を活用し情報提供等を行なうことにより介護予防を促進しその普及啓発を図る。	高齢者の集まる場所に出向き健康講話(転倒予防、認知症予防、うつ病予防、食中毒予防、熱中症予防等)と健康体操、頭の体操等を取入れた介護予防教室を開催します。また、介護予防パンフレット等を作成して介護予防に関する知識や情報の提供を行なう。	通年	
④小菜園づくり事業【新規】	高齢者はかつて農業経営者として知識も技術も豊富にもっています。各自自治公民館の高齢者クラブを中心に小菜園づくり事業を展開し、収穫の喜びを味わいながら、「生きがい・健康づくり」を結びつけた取り組みをスタートしました。	(1) 各自自治公民館で遊休地等を活用し、小菜園づくり事業を展開する。 (2) 面積10坪以上、賃借料、種子代、肥料等補助する。 (3) 小菜園の農産物コンテスト及び加工品コンテストを実施。	通年	長寿介護課

⑤シルバー人材センター高年齢者就業機会確保補助事業【新規】	シルバー人材センター活性化事業	家庭から持ち込まれる樹木・枝葉・伐竹等をチップシュレッダー機を使い堆肥や敷料など様々な用途に応じたチップに加工利用し、人と自然が共存できる環境づくりに取り組む。	21年度事業開始	長寿介護課
⑥地域福祉乗り合いタクシー事業	地域福祉計画事業の一環として、自治公民館単位で実施	自治公民館単位で10名以上の希望者を集め、高齢者の移動手段を持たない方々を地域で支え、相互に協力し合い自分たちの交通手段として推進していく。	通年	福祉事務所
⑦高齢者教室〈いきいき教室〉	高齢者が健康で、自ら生きがいをもって生活し、積極的に地域社会の諸活動へ参加できる基礎づくりとしての学習を各地区公民館で開設する。	学習期間は2年間で、年間6回程度の学習講座等を実施する。内容については健康、歴史、環境、福祉、人権等、多岐にわたっており、自己の向上や社会に貢献できる高齢者になることを目標とした学習活動を行う。	4月～3月までの2年間	社会教育課
⑧長寿学園(寿大学)	高齢者の社会参加と生きがいづくり及びリーダー育成	高齢者が心豊かな生活が送れるよう、幅広い分野と高度で専門的な学習機会(約40講座)を提供し、地域リーダーを養成する。(2年間)	1年次 5月～3月 2年次 4月～2月	
⑨えびの市出前講座	市民の市政や公共機関等が果たす役割に関する理解を深めるとともに、学習機会の充実及び意識の啓発を図る。	市政編と公共機関編に分けて専門的知識を生かした各種講座を開設しており、健康や生活に結びついた、高齢者の生きがいづくりに役立つ講座も多数ある。	通年	
⑩総合型地域スポーツクラブ推進事業	スポーツ・文化活動を通じて、高齢者を含む地域住民の健康増進を図る。	市内3つのスポーツクラブ(真幸ホットクラブ・いい汗加久藤クラブ・いいの夢クラブ)で、ラージボール卓球等のスポーツ教室、書道等文化活動の教室を年間継続して実施する。	年間	
⑪ウォーキング教室【新規】	いつでも、どこでも、誰でもが気軽にできる身体に負担をかけない有酸素運動であるウォーキングを普及・推進することにより、市民の生活習慣病予防と健康の保持・増進を図る。	指導を受けながら実際に歩くことにより、生活習慣病予防や肥満の解消に役立つ歩き方、継続できる歩き方を習得する。	年2回	健康保険課
⑫食生活改善推進員活動	食習慣の改善及び栄養に関する知識や情報の提供を図り、市民の健康づくりを推進する。加えて推進員の約3分の2は高齢者ということもあり、活動そのものが推進員の生きがいになっている。	我が家の食卓を健康なものにし、さらには毎月の定例会議・地区公民館等において料理教室・県から委託事業を行い、地域の健康づくり活動を実施している。	毎月	
⑬男の腕まくり料理教室	参加者の半分は高齢者であるため、男性も自ら健康に気を配り、元気に暮らしていくことができるよう、自立支援と生活習慣病の予防の目的で行っている。	食生活改善推進員が自主活動として毎年行っているもので、地元の新鮮な野菜を使用した調理実習を実施。食生活改善推進員と一緒に家庭でおいしく簡単に作れる料理を作っている。	随時	

⑭高齢者の生きがいと健康づくり事業	高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進することを目的とする。	学級・講座開設 (舞踊・カラオケ・手芸・レクダンス・社交ダンス・生花)	毎月1回及び2回実施	社会福祉協議会
⑮生きがい大会	高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進することを目的とする。	各支部ごとの講演会、演芸発表会	毎年11月 各支部1回	
⑯各種スポーツ大会	健康づくり及び生きがいづくり	グランドゴルフ大会 ゲートボール大会 スポーツ大会	7月 5月 10月	
⑰地域支え合い事業	一人暮らしで閉じこもりがちな高齢者に対する、生きがいづくりと健康づくりを目的に行う。	地域のボランティア協力により昼食支援をいただきながら、社会福祉協議会スタッフによる健康チェック、講座、レクレーション、見学等を行う。	毎月1回 <35地区>	
⑱ボランティア大学	地域に根ざしたボランティアの育成	基礎講座、実践	毎月	
⑲シニアボランティア養成講座	シニアボランティア育成	基礎講座(県社会福祉協議会より派遣)	毎月1回 <年9回>	
⑳新鮮野菜供給確率事業	元気高齢者の就労支援	市内量販店での専用コーナーでの産直野菜販売、竹の子加工用販売	随時	畜産農林課
㉑特用林産物生産振興総合対策事業	元気高齢者の就労支援	市内竹林を整備し、竹の子生産の拡大を図る。	10月～3月	

第7章 地域ケア体制の整備

1. 地域支え合い体制の確立

(1) 地域社会での連携体制

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、安心して生活を送ることができるよう包括的で多様なサービスにより高齢者を地域全体で支え合う地域ケア体制の構築が重要です。

高齢者を身近な地域で支えていくため、地域住民はもちろん保健、医療、福祉関係団体、ボランティア、農業協同組合、婦人団体、高齢者クラブ、シルバー人材センター等の高齢者関係団体等の様々な団体の連携や支援が重要です。

社会福祉協議会は、地域福祉の拠点として多様なサービスの提供や住民の福祉活動への参加を軸に、その推進の中核的役割を担っていくことが期待されます。

また、同協議会内に設置されたボランティアセンターの機能強化と住民によるボランティア活動の促進体制が求められています。

地域ケアを進めていくには、今後、地域包括支援センターを軸に、社会福祉協議会と在宅介護支援センターの連携を核に各種団体や地域住民も含めた（各中学校区単位に設置された地域福祉推進会議）体制づくりを構築し、積極的に支援を図っていきます。

(2) 地域見守りネットワークの推進

一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加に伴い、地域の高齢者を地域で見守る「地域見守りネットワーク」の体制づくりを推進していきます。

誰もが安心して暮らせる地域をつくるため、各中学校区に地域福祉推進会議を設置し、地域見守りを協議検討を行い「災害」をキーワードとして福祉マップの作成や要援護者の見守り避難誘導體制を構築しつつあります。

社会福祉協議会では、地域見守り活動の基盤づくりの一つとして「地域支え合い事業」の市内全域拡充を目指して支援していきます。

2. ボランティア活動と市民参加の促進

社会福祉協議会のボランティアセンターを拠点窓口として情報提供や関連事業を行っています。個人や団体、教育、企業の奉仕活動などの一環として、市民の意識は高まっています。

しかし、ボランティア活動への意識は高まりつつありますが、「いざ活動するとなると何をどのようにしてよいかわからない」というのが現状です。こうした住民のボランティア意識を具現化するために、ボランティア大学の創設や災害時のボランティア育成など幅広く推進していきます。

一言でいうとボランティアといっても活動自体は幅広く、団体活動、個人活動、有償・無償とまちまちです。こうした、それぞれの個人や団体のボランティア感に合った活動を個別に対応して、誰でもが活動できるよう支援していきます。

3. 地域福祉事業の展開



地域福祉計画は地域住民と行政が協働しながら「すべての市民が生涯を通じて生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくり」を進めるため、地域に暮らす一人ひとりが積極的に地域づくりに関わっていくための指針となる計画です。

安心安全の地域を形成するためには、まず同じ地域に住む人たちを知ることから始まり、交流することで住民相互の顔の見える関係となり、そこから始まる地域福祉のつながりが重要です。地域福祉計画に基づき高齢者の見守りネットワークづくり、生涯学習の推進、介護予防や疾病予防のための健康づくり、高齢者の就労支援のための環境整備等自治公民館活動が活発になるよう支援していきます。

第8章 生活環境の整備

1. 高齢者にやさしいまちづくり

(1) 施設等の改善

宮崎県においては現在、バリアフリー新法（高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく県条例（人にやさしい福祉のまちづくり条例）により、建築物等のバリアフリー化が進められています。

本市においても、高齢者が安全かつ円滑に行動ができるよう、バリアフリー化を進めるなど、高齢者に配慮したまちづくりを推進します。特に市庁舎など公共施設のバリアフリー化を進め、不特定多数の人が利用する建築物については、高齢者や障がい者等が容易に利用できるように関係者に対する指導・助言を行っていきます。また、建物敷地内に限らず、施設につながる歩道の段差解消や拡幅、側溝改良など安全かつ円滑な歩行空間の整備を進めるため、道路整備関連施策との連携強化を図ります。

(2) 交通手段の確保

交通弱者の多くを占める高齢者にとっては、最も身近な問題のひとつでもあり、生活交通の確保は超高齢社会において全市民的課題です。地域福祉活動の一環として「地域福祉乗り合い制度」をスタートさせました。また、既存の福祉タクシー制度は75歳以上、重度障がい者の低所得者に対して助成していきます。

2. 高齢者のための住宅施策

(1) 高齢者向け公的住宅供給の促進

現在の公営住宅数は、市営516戸、県営108戸、雇用促進80戸、計704戸あり、多くの高齢者が居住しています。

公営住宅整備基準等により、平成13年以降建設した22戸の木造住宅はバリアフリーとなっており、このうち障がい者用住宅2戸、高齢者用住宅6戸は、手すりの設置、浴室の面積、車椅子対応仕様等、モデル的な住宅となっています。しかし、耐用年数を経過した老朽狭小な住宅が約200戸あり、そこには多くの高齢者が居住しています。そのような状況の中で、高齢者が自立した生活と在宅介護を実現できる公営住宅整備を推進する必要があります。

今後、計画的に団地の建替と統廃合を行い、安全で快適な公営住宅の整備を推進していきます。

(2) 民間住宅の整備の推進

超高齢社会の当市においては、高齢者がいる世帯は5,026世帯で、全体の55%を占めます。また、その持ち家率は95%以上で、古くなった建物が多いたのが現状であり、室内には段差が多く、トイレや浴室等の改修について潜在的に希望が多くあります。

バリアフリー化の改修を希望する方のために、「快適な住まいづくりハンドブック」を作成し、相談窓口を設置するなどして、バリアフリー住宅の安全性と快適性を啓発するとともに、改修さらには新築における関連専門家の基礎的な知識や技術習得の支援を行っていきます。

また、近年一般住宅においても耐震改修や火災報知器の設置が必要となっています。これに対しても、木造住宅の耐震診断補助制度の導入や、建築相談窓口の設置等を通じ、高齢者への啓発・指導を推進していきます。

3. 高齢者の安全対策

(1)消費者保護

高齢者の弱みにつけこんだ詐欺まがいの訪問販売やオレオレ詐欺に代表される「なりすまし」詐欺など悪質な商法による被害、また、高齢者商品や契約内容をよく理解しないまま契約し、解約の際に業者とトラブルになるケースが増え続けています。

今後、高齢者に対し、契約等に関する正しい知識または悪質な商法に対する対応策などを呼び掛けるとともに、消費生活に関する相談を受け付け消費者行政相談窓口や消費生活センターの周知徹底及び活用の促進をさらに進めていきます。また高齢者に身近な民生委員、地域福祉推進員、ヘルパー、在宅介護支援センター、地域包括支援センター等による相談受付や相談窓口紹介の情報提供を充実させ、高齢者が抱える問題の早期把握と迅速な問題解決が図られるよう相談体制を強化します。

(2)交通安全対策

交通量の増加に伴い、交通事故も年々増加傾向を示しており、特に高齢者が犠牲となる交通事故は年々増えており、今後も交通安全施設整備や安全講習会等を計画的に進めていきます。

また、えびの市は「お年寄りに優しい運転」実践推進都市宣言をしております。高齢化の進展及びセニアカーの普及に伴い、高齢者が交通事故の加害者となる事故も増加しており、高齢運転者及び特に運転免許を持たない高齢者に対する交通安全教育による意識の高揚を積極的に進める必要があります。そのために交通安全教室等の実施など関係団体が一丸となった取組みの強化を図ります。

(3)防災体制の充実

高齢者の中でも特に一人暮らしや寝たきりの高齢者は、地震、火災等の災害発生時に被害を受けやすいため、高齢者の所在の積極的な把握や訪問診断等による防火指導の推進等の取組みを実践する必要があるとあり、併せて地域ぐるみの防災意識及び防災知識の高揚、防災体制の充実が重要です。

これらえびの市地域防災計画書に基づき、災害発生時に迅速にかつ的確な行動がとりにくい高齢者を含む災害時要援護者に対し地域での支援を受けながら、安全に避難する仕組みづくりとして「災害時要援護者支援事業」を強力に推進して行きます。

今後、災害発生時において救援、避難が円滑に行われるよう、各地域の自主防災組織と連携し防災訓練等の実施、防災に関する教育等を実施しながら市民の防災に対する意識の高揚を図ります。

また、防災ボランティア協議会の活動促進や関係機関及び関係者等のネットワークを推進し、非常時の連絡体制の充実を図ります。

(4)防犯体制の充実

高齢者をはじめとする多くの市民が振り込め詐欺等の被害に遭うなど、依然として増加傾向にあります。犯罪による被害を未然に防ぐため、青色回転灯装備車による「パトロール」や自主防犯団体等の連携を強化し、高齢者が安心して生活できる取組みを強力に推進することとします。

今後、パンフレットの配布等「えびの地区防犯協会」を中心とした防犯キャンペーンを継続し、防犯意識の啓発に努めます。また、高齢者を始め広く市民に情報を迅速に提供すると共に、高齢者宅の訪問活動や地域の見守りの充実など高齢者の実態に即した防犯組織づくりを進め、地域が一体となった防犯体制を強化します。

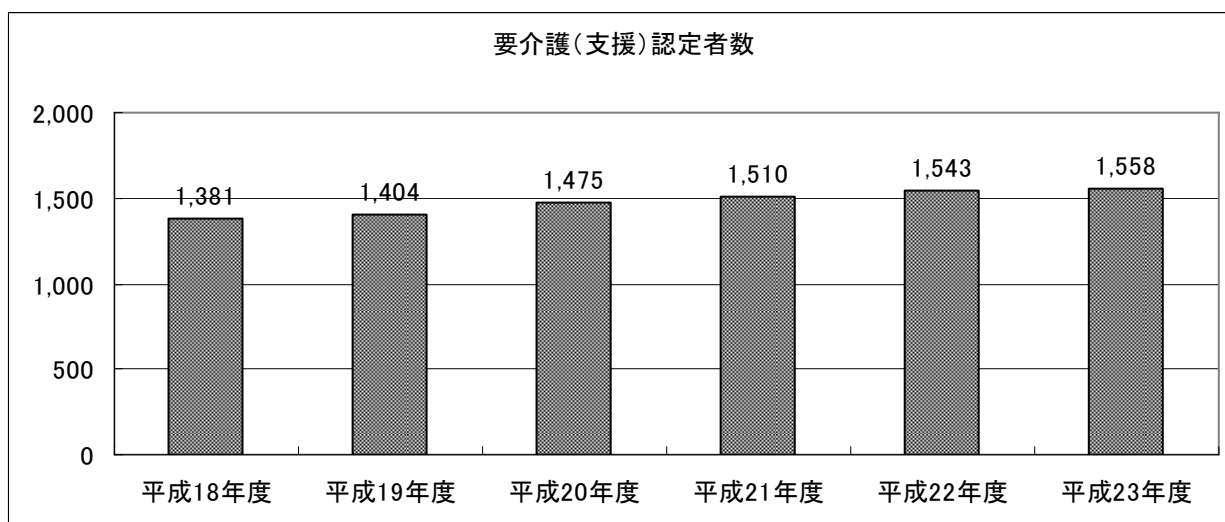
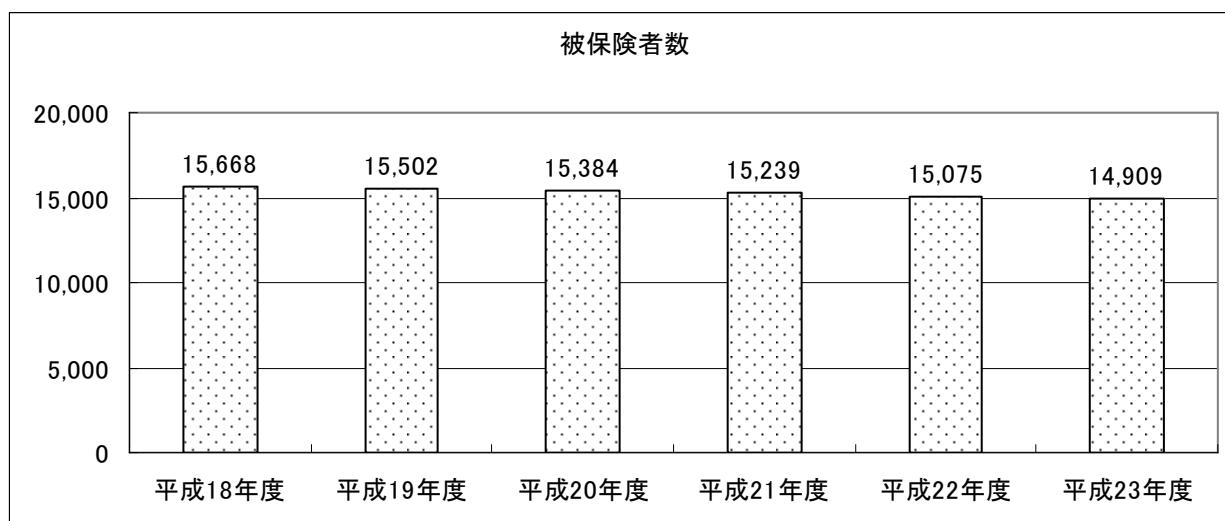
第9章 介護保険事業

1. 被保険者・要介護(支援)認定者の現状と見込み

本市の被保険者の現状と見込みについて、被保険者数は減少傾向が今後も続くものと予想され、本計画の最終年度である平成23年度には、14,909人となることが予想されます。

また、要介護(支援)認定者数については、今後も増加傾向が続くものと予想され、平成23年度には、1,558人となることが予想されます。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
被保険者数	15,668	15,502	15,384	15,239	15,075	14,909
要介護(支援)認定者数	1,381	1,404	1,475	1,510	1,543	1,558



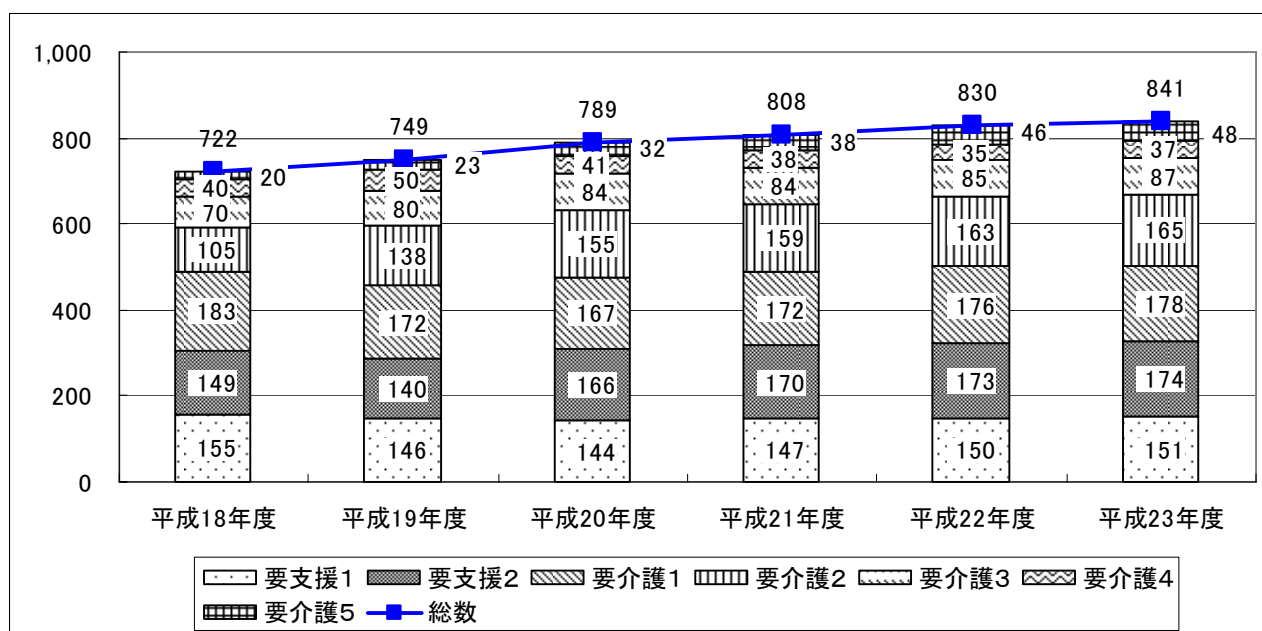
2. 標準的居宅サービスの現状と見込み

本市における要介護度別標準的居宅サービス利用者数の推移については、現状では要支援2、要介護2、要介護5の利用者の増加が著しく、今後も総じて要支援、要介護認定者ともに居宅サービス利用者数の増加傾向が見込まれます。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	155	146	144	147	150	151
要支援2	149	140	166	170	173	174
要介護1	183	172	167	172	176	178
要介護2	105	138	155	159	163	165
要介護3	70	80	84	84	85	87
要介護4	40	50	41	38	35	37
要介護5	20	23	32	38	46	48
要介護者総数	418	463	479	491	506	515
要支援者総数	304	286	310	317	324	325
総数	722	749	789	808	830	841

※1ヶ月当たりの利用者数

※按分により、総数が一致しない年度があります。



※1ヶ月当たりの利用者数

(1)訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護は、利用者の居宅にホームヘルパー等が訪問し、食事や入浴、排泄の介助などの身体介護や買い物や洗濯、掃除などの家事援助を行うもので、居宅介護における中心的なサービスとして位置付けられています。

今後の利用状況については、現状とほぼ同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

【訪問介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
回数	実数(回)	23,844	24,408	23,828	24,635	25,647	26,161
	前年比(%)		102.4	97.6	103.4	104.1	102.0
人数	実数(人)	2,088	1,896	1,952	2,009	2,079	2,116
	前年比(%)		90.8	103.0	102.9	103.5	101.8
給付費(千円)		83,821	92,304	87,460	94,150	99,192	101,465

※平成20年度は実績見込

【介護予防訪問介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	960	684	1,045	1,068	1,090	1,096
	前年比(%)		71.3	152.7	102.2	102.0	100.6
給付費(千円)		13,322	13,927	18,868	19,899	20,288	20,418

※平成20年度は実績見込

(2)訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、利用者の居宅に移動入浴車などの入浴設備を持ち込み、入浴・洗髪の介助や心身機能の維持・確認を行うものです。

今後の利用状況については、現状とほぼ同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

【訪問入浴介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
回数	実数(回)	360	420	465	535	627	649
	前年比(%)		116.7	110.7	115.1	117.2	103.5
人数	実数(人)	108	108	130	147	168	173
	前年比(%)		100.0	120.7	112.7	114.4	103.2
給付費(千円)		3,710	4,354	4,853	5,792	6,823	7,069

※平成20年度は実績見込

【介護予防訪問入浴介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
回数	実数(回)	0	0	0	0	0	0
	前年比(%)						
人数	実数(人)	0	0	0	0	0	0
	前年比(%)						
給付費(千円)		0	0	0	0	0	0

※平成20年度は実績見込

(3)訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、利用者の居宅に看護師が訪問し、主治医の指示のもとで病状の管理や処置などを行います。

今後の利用状況については、現状とほぼ同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

【訪問看護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
回数	実数(回)	6,936	7,020	7,378	7,842	8,434	8,641
	前年比(%)		101.2	105.1	106.3	107.5	102.5
人数	実数(人)	996	996	1,032	1,084	1,150	1,177
	前年比(%)		100.0	103.6	105.1	106.1	102.3
給付費(千円)		44,411	44,329	41,263	45,218	48,638	49,860

※平成20年度は実績見込

【介護予防訪問看護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
回数	実数(回)	540	900	1,054	1,077	1,099	1,106
	前年比(%)		166.7	117.1	102.2	102.0	100.6
人数	実数(人)	132	132	154	158	161	162
	前年比(%)		100.0	116.9	102.2	102.0	100.6
給付費(千円)		2,399	5,026	7,093	7,473	7,624	7,671

※平成20年度は実績見込

(4)訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、利用者の居宅に理学療法士や作業療法士が訪問し、日常生活を送るために必要な心身の機能の維持回復を図ることを目的としたサービスです。

今後の利用状況については、現状とほぼ同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

【訪問リハビリテーションサービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
日数	実数(日)	276	696	780	811	852	873
	前年比(%)		252.2	112.1	104.0	105.1	102.5
人数	実数(人)	120	156	176	184	195	199
	前年比(%)		130.0	113.0	104.4	105.7	102.4
給付費(千円)		1,078	3,523	3,552	3,809	4,016	4,116

※平成20年度は実績見込

【介護予防訪問リハビリテーションサービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
日数	実数(日)	24	120	100	102	104	105
	前年比(%)		500.0	83.3	102.0	102.0	101.0
人数	実数(人)	12	24	29	29	30	30
	前年比(%)		200.0	118.8	102.2	102.0	100.6
給付費(千円)		112	536	457	479	488	493

※平成20年度は実績見込

(5)通所介護・介護予防通所介護

通所介護は、利用者が通所介護事業所（デイサービスセンター等）に通所し、食事や入浴などの日常生活上の世話を受けるほか、機能訓練や社会交流による日常生活能力の維持を図ることを目的としたサービスです。

今後の利用状況については、現状とほぼ同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

【通所介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
回数	実数(回)	14,940	16,644	18,214	19,567	20,028	20,422
	前年比(%)		111.4	109.4	107.4	102.4	102.0
人数	実数(人)	2,064	1,944	2,272	2,440	2,498	2,545
	前年比(%)		94.2	116.9	107.4	102.4	101.9
給付費(千円)		100,778	131,345	135,559	150,004	154,225	157,514

※平成20年度は実績見込

【介護予防通所介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	1,188	576	1,375	1,462	1,492	1,500
	前年比(%)		48.5	238.7	106.3	102.0	100.6
給付費(千円)		26,641	23,329	41,561	45,515	46,414	46,686

※平成20年度は実績見込

(6)通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、利用者が病院や介護老人保健施設などに通所し、心身機能の維持回復を目的に、理学療法士や作業療法士の指導のもとで専門的なリハビリテーションを受け、送迎・入浴・食事等のサービスも受けられるサービスです。

今後の利用状況については、現状とほぼ同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

【通所リハビリテーションサービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
回数	実数(回)	24,048	25,020	25,490	25,934	26,514	27,006
	前年比(%)		104.0	101.9	101.7	102.2	101.9
人数	実数(人)	2,640	2,532	2,666	2,715	2,777	2,827
	前年比(%)		95.9	105.3	101.8	102.3	101.8
給付費(千円)		179,192	201,074	199,604	209,555	215,346	219,791

※平成20年度は実績見込

【介護予防通所リハビリテーションサービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	804	828	971	993	1,013	1,019
	前年比(%)		103.0	117.3	102.2	102.0	100.6
給付費(千円)		23,429	38,162	49,437	51,925	53,011	53,278

※平成20年度は実績見込

(7)短期入所療養・生活介護、介護予防短期入所療養・生活介護

短期入所は、介護者の事情により居宅での介護が困難になった際に、施設に一定期間入所し、入浴・食事・排泄などの介護や日常生活の世話、機能訓練などを受けるもので、特別養護老人ホームに入所する短期入所生活介護と、老人保健施設や介護療養型医療施設に入所する短期入所療養介護とに区分されます。

今後の利用状況については、現状とほぼ同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

【短期入所療養・生活介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
日数	実数(日)	9,156	7,980	11,304	12,931	13,440	13,791
	前年比(%)		87.2	141.7	114.4	103.9	102.6
人数	実数(人)	936	816	1,121	1,265	1,317	1,351
	前年比(%)		87.2	137.3	112.9	104.1	102.6
給付費(千円)		71,493	63,487	88,255	103,924	108,658	111,641

※平成20年度は実績見込

【介護予防短期入所療養・生活介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
日数	実数(日)	72	84	95	97	99	100
	前年比(%)		116.7	113.1	102.1	102.1	101.0
人数	実数(人)	24	36	40	41	42	42
	前年比(%)		150.0	112.0	102.3	102.1	100.6
給付費(千円)		354	441	497	523	532	538

※平成20年度は実績見込

(8)居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、利用者の居宅に医師・歯科医師・薬剤師等が訪問し、療養上の管理指導を行うものです。

今後の利用状況については、現状とほぼ同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

【居宅療養管理指導サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	396	504	504	504	504	504
	前年比(%)		127.3	100.0	100.0	100.0	100.0
給付費(千円)		1,867	3,013	3,013	3,098	3,098	3,098

※平成20年度は実績見込

【介護予防居宅療養管理指導サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	12	12	12	12	12	12
	前年比(%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
給付費(千円)		29	18	23	24	24	24

※平成20年度は実績見込

(9)特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）に入居している利用者に対して介護サービス計画に基づいて行われる入浴、食事等の介護、機能訓練などを行うものです。

今後の利用状況については、現状のまま推移するものと見込んでいます。

【特定施設入居者生活介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	384	612	660	660	660	660
	前年比(%)		159.4	107.8	100.0	100.0	100.0
給付費(千円)		37,432	50,606	72,099	74,118	74,118	74,118

※平成20年度は実績見込

【介護予防特定施設入居者生活介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	48	132	132	132	132	132
	前年比(%)		275.0	100.0	100.0	100.0	100.0
給付費(千円)		966	6,781	6,781	6,971	6,971	6,971

※平成20年度は実績見込

(10)福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、利用者が日常生活を営むために、心身の状況や環境等に応じて適切な福祉用具を選定・貸与を受けるものです。

第3期より、要支援者（要支援1・要支援2）及び要介護1の方については、特殊寝台、車いす、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフトについては、原則的に、保険給付の対象外となったことから一時的に利用者が減少しましたが、今後の利用状況についてはほぼ現状と同様となることを見込んでいます。

【福祉用具貸与サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	2,532	2,184	2,710	2,797	2,915	2,986
	前年比(%)		86.3	124.1	103.2	104.2	102.4
給付費(千円)		32,178	29,216	27,622	29,686	31,308	32,141

※平成20年度は実績見込

【介護予防福祉用具貸与サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	432	276	473	484	494	497
	前年比(%)		63.9	171.5	102.2	102.0	100.6
給付費(千円)		4,583	2,349	4,524	4,763	4,861	4,902

※平成20年度は実績見込

(11)特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

居宅での介護を円滑に行うことができるように、5種類の特定福祉用具の購入費を年間10万円を上限として支給するサービスです。

今後の利用状況については、現状のまま推移するものと見込んでいます。

【特定福祉用具販売の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	144	72	50	50	50	50
	前年比(%)		50.0	69.4	100.0	100.0	100.0
給付費(千円)		2,276	2,030	1,386	1,425	1,425	1,425

※平成20年度は実績見込

【介護予防特定福祉用具販売の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	36	24	36	36	36	36
	前年比(%)		66.7	150.0	100.0	100.0	100.0
給付費(千円)		427	402	595	611	611	611

※平成20年度は実績見込

(12)住宅改修・介護予防住宅改修

要介護者が、在宅生活に支障がないように住宅の改修を行った際に、20万円を上限とし費用の支給が受けられるものです。

今後の利用状況については、現状のまま推移するものと見込んでいます。

【住宅改修サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	156	96	165	165	165	165
	前年比(%)		61.5	171.9	100.0	100.0	100.0
給付費(千円)		5,427	7,241	5,727	5,888	5,888	5,888

※平成20年度は実績見込

【介護予防住宅改修サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	48	24	73	73	73	73
	前年比(%)		50.0	304.2	100.0	100.0	100.0
給付費(千円)		2,305	2,096	3,505	3,603	3,603	3,603

※平成20年度は実績見込

(13)居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業は、利用者の意向をもとにした介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプランの作成やサービス提供事業者等との連絡調整など居宅サービス利用にかかわる総合調整を行うものです。

今後の利用状況については、認定者と同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

【居宅介護支援サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	5,988	5,556	5,707	5,832	5,990	6,099
	前年比(%)		92.8	102.7	102.2	102.7	101.8
給付費(千円)		62,023	67,581	64,131	67,740	69,821	71,189

※平成20年度は実績見込

【介護予防支援サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	2,688	1,908	2,295	2,347	2,394	2,408
	前年比(%)		71.0	120.3	102.2	102.0	100.6
給付費(千円)		20,517	9,686	14,713	15,463	15,772	15,865

※平成20年度は実績見込

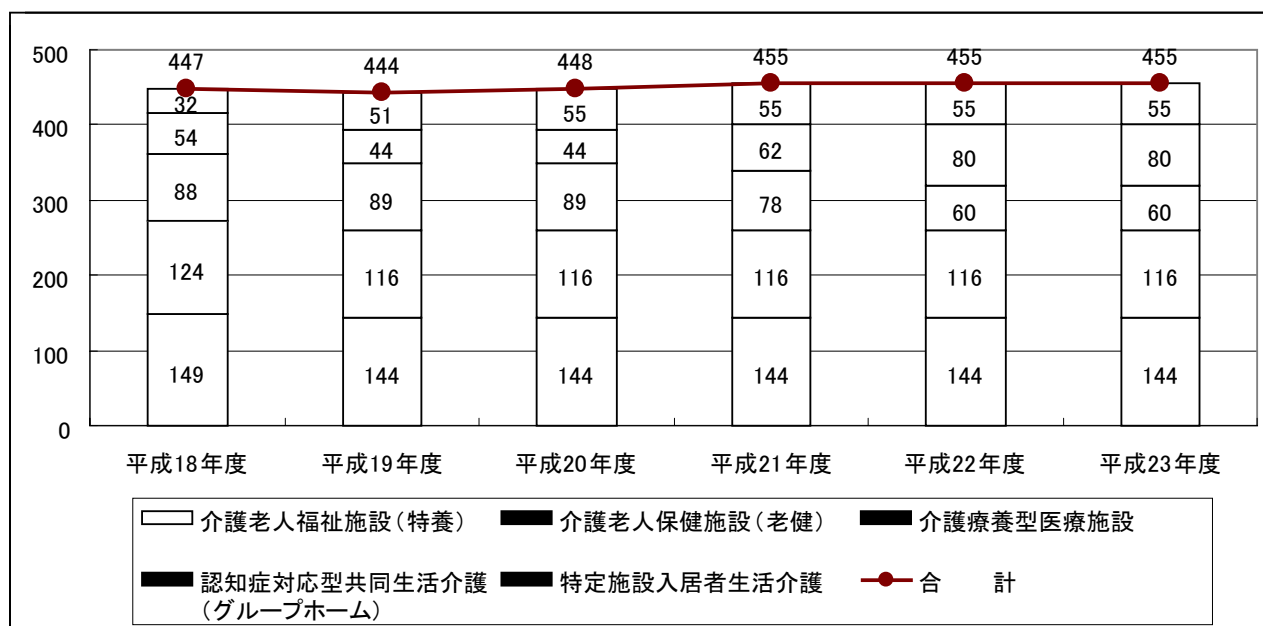
3. 施設・居住系サービスの現状と見込み

本市の施設・居住系サービスの現状と見込については、平成 23 年度末に介護療養型医療施設が廃止されることにより、介護療養型医療施設利用者は減少し、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)への転換による利用者の増加を見込んでいます。

総じて、平成 23 年度における施設・居住系サービスの利用者数は 455 人となることと見込まれます。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設(特養)	149	144	144	144	144	144
介護老人保健施設(老健)	124	116	116	116	116	116
介護療養型医療施設	88	89	89	78	60	60
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	54	44	44	62	80	80
特定施設入居者生活介護	32	51	55	55	55	55
合 計	447	444	448	455	455	455

※1 ヶ月当たりの利用者数



※1 ヶ月当たりの利用者数

(1)介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、65歳以上で、身体上または精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とし、自宅において介護を受けることが困難な高齢者が入所できる施設です。

今後3年間で新たな整備計画がないため、現状のまま推移するものと見込んでいます。

【介護老人福祉施設サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	人数（人）	1,788	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
	前年比（%）		96.6	100.0	100.0	100.0	100.0
給付額（千円）		401,092	405,066	405,066	416,408	416,408	416,408

※平成20年度は実績見込

(2)介護老人保健施設

介護老人保健施設は、疾病・負傷などにより、寝たきり、あるいは、これに準ずる状態にある高齢者に対し、看護、医学的管理のもとの介護や機能訓練等の施設療養を行うとともに、日常生活の世話をを行うことを目的とした入所施設です。

今後3年間で新たな整備計画がないため、現状のまま推移するものと見込んでいます。

【介護老人保健施設サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	人数（人）	1,488	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
	前年比（%）		93.5	100.0	100.0	100.0	100.0
給付額（千円）		350,911	348,900	383,790	394,536	394,536	394,536

※平成20年度は実績見込

(3)介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、主に、慢性疾患の高齢者を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話、リハビリテーションなどのサービスが受けられる施設です。

今後3年間で1医療機関の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）への転換を見込んでいます。

【介護療養型医療施設サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	人数（人）	1,056	1,068	1,068	936	720	720
	前年比（%）		101.1	100.0	87.6	76.9	100.0
給付額（千円）		333,393	355,126	346,241	311,531	240,407	240,407

※平成20年度は実績見込

4. 地域密着型サービスの現状と見込み

地域密着型サービスとは、要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活が継続できるようサービスを提供するものです。

本市では、現在のところ認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が1箇所ありますが、本計画の期間中にさらに2箇所を整備する予定にしております。

他の地域密着型サービスについては、本計画の期間内においては引続き検討にとどめます。

(1) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、要介護認定者であって認知症の状態にある者を、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うものです。

本市では、現在のところ認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が1箇所あり、本計画の期間中に介護療養型医療施設から2箇所の転換による整備を見込んでいます。

【認知症対応型共同生活介護サービス量の見込み（年度値）】

		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	648	528	528	744	960	960
	前年比(%)		81.5	100.0	140.9	129.0	100.0
給付費(千円)		141,286	125,274	121,932	176,788	228,229	228,229

※平成20年度は実績見込

【介護予防認知症対応型共同生活介護サービス量の見込み（年度値）】

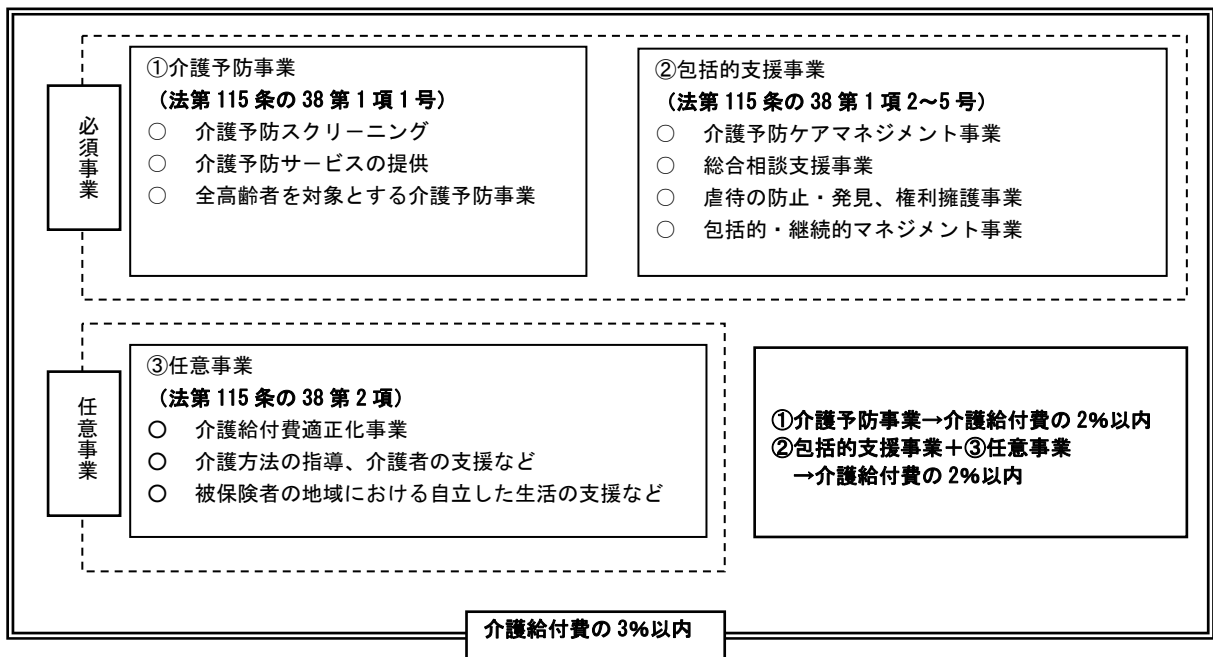
		実績値			見込値		
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人数	実数(人)	0	0	0	0	0	0
	前年比(%)						
給付費(千円)		0	0	0	0	0	0

※平成20年度は実績見込

5. 地域支援事業の現状と見込み

被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防すると共に、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活が出来るよう支援することを目的として地域支援事業を推進します。

地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業からなっていますが、特に介護予防事業においては、「運動器の機能向上教室」や在宅介護支援センターを中心とした「介護予防教室」などの普及啓発事業を積極的に展開するとともに、地域におけるボランティアの育成や地域において高齢者が生きがい活動を実施するための支援を行なうことにより、介護予防のための取り組みを自主的に活動できる地域づくりに努めます。



＝地域支援事業費の見込み＝

事業名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護予防事業	22,515,000円	19,531,000円	19,471,000円
包括的支援事業	20,555,000円	17,812,000円	17,757,000円
任意事業	24,475,000円	21,251,000円	21,185,000円
地域支援事業費(総計)	67,545,000円	58,594,000円	58,413,000円

◆ 実施体制 ◆

(1)地域包括支援センター

- 目的** 地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施します。
- 事業内容** 地域包括支援センターは市に直営で設置しており、各専門職（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師）を配置し介護予防事業の推進や特定高齢者への介護予防ケアプランの作成、公平・中立的な立場で、総合相談・支援、権利擁護のため必要な支援を行なうとともに、地域におけるネットワークづくりや介護支援専門員への指導助言等を行ないます。
- また、要支援者への介護予防ケアプランを作成して適切なサービス等の提供が確保されるよう連絡調整を行ないます。
- 今後の方針**
- ・市民に対する周知
市民に対して、市広報やホームページ、パンフレット等による広報活動を行ないます。また、各地域において地域包括支援センターの説明や介護保険制度に関する出前講座を積極的に実施します。
 - ・資質の向上
各専門職間の連携を密にし、各種専門研修会に積極的に参加して人材育成、資質の向上を図ります。
- また、要支援者の介護予防サービス利用者に対しては、介護支援専門員が適切なサービスを提供できるよう人員体制づくりや実務研修への参加により、資質の向上を図ります。

(2)在宅介護支援センター

- 目的** 住み慣れた地域でいつまでも暮らすことの出来るよう在宅で生活している高齢者やその家族の総合的相談に応じ、支援を行ないます。
- 事業内容** 地域においての高齢者の介護・福祉・医療・保健に関する総合相談窓口として市内に4ヶ所設置しており、各種サービスの申請代行や情報の提供、介護予防普及啓発活動を行ないます。
- 今後の方針** 各地域において気軽に相談できる窓口としての機能強化を図るために、地域包括支援センターとの連携を密にし、介護予防教室の実施等による介護予防普及啓発活動を推進しつつ在宅介護支援センターの存在を広く市民に広報します。

◆ 介護予防事業 ◆

(1)介護予防特定高齢者施策事業

主として要介護・要支援状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の者を対象として、要介護・要支援状態となることを予防することを通じて、ひとりひとりの生きがいや自己表現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生が送ることができるよう支援します。

① 特定高齢者把握事業

生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握するために各関係機関と連携して情報の収集に努め、把握した高齢者へ介護予防検診の受診を勧奨し、その結果で介護予防プログラムへの参加が望ましいと判定された高齢者を「特定高齢者」として決定します。

- 介護予防検診〈生活機能評価〉

生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握するために、各医療機関と連携して広く一般高齢者へ介護予防検診の受診を勧奨し、その結果で介護予防プログラムへの参加が望ましいと判定された高齢者を「特定高齢者」として決定します。

- ② 通所型介護予防事業

特定高齢者に対して、自立した生活の確立と自己実現の支援を行うために、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などの介護予防のための事業を実施します。

- 高齢者筋力向上トレーニング事業

高齢者向けの筋力トレーニング機器などを使用し、体力や筋肉・骨の力、バランスをとる力を維持・向上させるための実技指導を実施し、身体機能を高めることで自立を促進し、要介護状態になることを予防します。

- 栄養改善教室

栄養士による食生活についての講話、歯科衛生士による口腔内の健康・清潔についての講話などの栄養教育を実施することにより、低栄養状態を改善または口腔機能を向上させるための支援を行います。

- ③ 訪問型介護予防事業

特定高齢者であって、心身の状況などにより通所形態による事業への参加が困難な者を対象に、必要な相談・指導を実施します。

- ④ 介護予防特定高齢者施策評価事業

介護予防特定高齢者施策の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図ります。

(2)介護予防一般高齢者施策事業

65才以上の者及びその支援のための活動に関わる者を対象として地域において、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるように健康教育、健康相談等の事業を実施して知識の普及・啓発や活動の育成・支援を行います。

- ① 介護予防普及啓発事業

- 高齢者筋力向上トレーニング事業

高齢者向けの筋力トレーニング機器などを使用し、体力や筋肉・骨の力、バランスをとる力を維持・向上させるための実技指導を実施し、身体機能を高めることで自立を促進します。なお、特定高齢者と同時に実施します。

- 介護予防普及啓発事業

高齢者の集まる場所に出向き健康講話（転倒骨折予防、認知症予防、うつ病予防、食中毒予防、熱中症予防、睡眠障害予防、悪徳商法、口腔ケアなど）と健康体操、頭の体操などを取り入れた介護予防教室を実施します。また、介護予防パンフレットを作成して介護予防等に関する知識や情報の提供を行います。

- 健康まつり
介護予防や自立の促進を図るため、産業文化祭において脳年齢計などの機器を使った測定や健康チェックおよび介護に関する相談を実施します。
 - 閉じこもり予防事業
社会的孤立感の解消と自立生活を支援するため、栄養管理指導や健康管理指導、衛生指導、日常生活動作訓練などを実施することにより閉じこもり予防を促進します。
 - 介護予防教室
保健師による転倒骨折予防、閉じこもり防止、認知症予防、うつ病予防のための講話及び実技指導を実施します。
 - 栄養改善教室
70歳到達者に対して、栄養士による高齢者の食生活についての講話、歯科衛生士による口腔内の健康・清潔についての講話及び実技指導を実施します。
- ② 地域介護予防活動支援事業
- ボランティア育成事業
高齢者が地域において主体的に生きがい活動を実施するための支援及び地域における健康づくり・介護予防活動のリーダーを育成するための支援を行います。
- ③ 介護予防一般高齢者施策評価事業
介護予防一般高齢者施策の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図ります。

◆ 包括的支援事業 ◆

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

特定高齢者に対して、その環境や日常生活状況などに応じて、自らの選択に基づき、介護予防事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助や介護予防ケアプランを作成します。

また、要支援者の介護予防サービス利用者に対して、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、自立に向けて設定した目標を達成するために適切なサービスを提供し、可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるように支援します。

(2) 総合相談支援業務

本人、家族、近隣の住民などの様々な相談を受け、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築し、適切な保健・医療・福祉サービスや各種機関又は各種制度の利用につなげる等の支援を行います。

(3)権利擁護業務

支援だけでは十分に問題が解決できない困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活が出来るよう、専門的・継続的な視点から、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止などの高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、施設、主治医、地域等の各関係機関との連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員への支援を行います。

◆ 任意事業 ◆

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、被保険者又は要介護被保険者を現に介護する者に対するの事業を行います。

(1)家族介護支援事業

要介護被保険者を現に介護する者の支援のための事業を実施します。

① 家族介護者相談事業

要介護者を現に介護する者に対して身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的として各種相談に応じます。

② 家族介護者交流事業

要介護者を現に介護する者に対して、介護から一時的に解放し、介護者相互の交流や健康講話などを行うことにより、心身のリフレッシュを図るとともに、介護知識・技術の習得などの支援を行います。

③ 家族介護継続支援事業（在宅老人等介護に伴う手当）

6ヶ月以上にわたって、ねたきり及び認知症の要介護者を扶養し現に介護する者に対して、介護の慰労のための手当を支給します。

(2)その他の事業

被保険者が地域において自立した日常生活ができるように支援するための事業を実施します。

① 成年後見制度利用支援事業

経済的な理由等で、成年後見制度が利用できずに、必要な介護サービス等が受けられない場合に、市長が申立てを行い、制度利用に要する費用の全部又は一部を助成します。

② 住宅改修支援事業

居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者の住宅改修費支給申請書に添付する理由書を作成した指定居宅介護支援事業所に対して経費の助成を行います。

③ 地域自立生活支援事業

高齢者が地域において自立した生活が継続できるように支援するための事業を実施します。

● 配食サービス事業

栄養改善が必要な高齢者に対して、自立した生活が継続できるように配食サービスを実施し、併せて安否確認を行います。

6. 介護保険の事業費見込み及び保険料

項	目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅サービス給付額	(千円)	1,047,365	1,129,908	1,147,528
施設サービス給付額	(千円)	1,203,567	1,132,442	1,132,442
サービス給付額合計	(千円)	2,250,932	2,262,350	2,279,970
特定入所者介護サービス費	(千円)	129,600	134,800	138,400
高額介護サービス費	(千円)	61,949	62,362	62,878
審査支払手数料	(千円)	2,945	2,964	2,993
標準給付費見込額	(千円)	2,445,426	2,462,476	2,484,241
地域支援事業	(千円)	67,545	58,594	58,413
合	計 (千円)	2,512,971	2,521,070	2,542,654

※地域支援事業費は、サービス費用額等の3%以内で設定

項	目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
標準給付費見込額	(千円)	2,445,426	2,462,476	2,484,241
第1号被保険者負担分及び調整交付金合計相当額	(千円)	624,866	627,338	632,743
後期高齢者補正係数		0.8738		
所得段階補正係数		0.8283		
調整交付金見込額	(千円)	257,259	259,052	261,342
財政安定化基金拠出金	(千円)	—		
市町村特別給付等	(千円)	0	0	0
予定保険料収納率	(%)	98.0		
保険料賦課総額	(千円)	1,007,293		
所得階層補正後第1号被保険者数	(人)	6,341	6,298	6,331
保 険 料 基 準 額		年額	53,436 円	(月額 4,453 円)

※ 国が作成した、介護保険料推計ワークシートにより得た数値

※ 第1号被保険者の保険料は、中期的(3年間)な見通しに基づき設定(3年ごとに見直す)

なお、今期は介護報酬改定による保険料の上昇を抑えるため、国からの交付金(臨時特例交付金)が交付されることから、上記保険料賦課総額から13,999千円を除いて保険料を算出しています。交付金を除する前の保険料は年額 54,192 円(月額 4,516 円)となります。